

平成 30 年度 事業 計画

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人 金亀会

障害者支援施設 スマイル

目 次

1. 障害者支援施設スマイル	1
2. 短期入所事業スマイル	1
3. 相談支援事業スマイル	5
4. ヘルパーステーションスマイル	8
5. 養育支援訪問事業	10
6. 日中一時支援事業	12

【障害者支援施設スマイル】 【 短期入所事業スマイル 】

1. 施設名称 障害者支援施設スマイル（施設入所支援・生活介護）
短期入所事業スマイル（短期入所支援）
2. 運営方針
 - ① 基本的人権を尊重し、入居者個々の自己決定を大切にし、既存の能力を最大限に生かしたその人らしい自立支援を提供する。
 - ② 日々の実践を検証し、利用者に安全・安心・快適なサービスを提供する。
 - ③ 専門的な知識・技術と自分自身の生き方を高め、自己研鑽に努める。
 - ④ 利用者と家族に必要な情報をわかりやすい方法で提供し、要望には速やかに対応する。
 - ⑤ できる限り居宅に近い環境の中で、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努める。
3. 定員 30名（施設入所支援事業）
55名（生活介護事業）
4名（短期入所事業）
4. 営業日（生活介護事業）

基本、月～金曜日とするが、年末年始（12月31日～1月3日）は休業とする。各月数から8日を控除した日数の方が本来の営業日数より多い場合は、休業日であった日でも管理者の判断により営業することがある。平成30年度は4月21日、6月16日、7月7日、9月8日・29日、12月1日・15日・22日、1月5日・19日・26日、3月2日・16日の13日間の土曜日を営業日とする。
5. サービスの提供時間 午前9時～午後5時（生活介護事業） その他は24時間
6. 事業実施地域（生活介護事業・通所）

松山市、松前町、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町の区域とする。但し、実施地域に行う送迎は旧北条市、島嶼部、旧中山町、旧双海町、旧川内町、旧広田村、久万高原町以外とする。
7. 処遇方針

個別支援計画を基準とした自立の促進と、積極的に自身の生活・未来を考え、社会とのより良い共生を目指す事のできる環境づくりに努める。

8. 処遇目標

- ①個別支援計画を基準とした個々に合ったサービス及び支援方法の再検討・実施を行う。
- ②各施設との連携を図り、日中活動の充実を図る。
- ③懇談会を随時実施し、利用者の希望・要望・意見を収集する。
- ④各部署と協議を重ね、施設と利用者との意見の相違をできる限り縮小することを課題とし、新しい視点で利用者の可能性に取り組む。
- ⑤利用者が各々の形で社会参加できるよう、外出行事及び個別外出を数多く企画する。
- ⑥地域の行事や催し、外出同行ボランティア等の情報を提供する事で、利用者が社会参加の機会を選択できるような環境を作り、外出手段を充実させる。
- ⑦地域の奉仕活動へ積極的に参加し、施設の認識を近隣に深める。
- ⑧ボランティア受入担当者との連携を密にし、ボランティア活動を円滑に行えるよう補佐する。
- ⑨スマイル家族の会と連携をとり、家族の施設行事参加を促進する。
- ⑩家族個人懇談会を開催し、施設に対する要望・意見を収集する。
- ⑪リスクマネジメント委員会を中心に、リスク管理を充実させる事で安全な施設生活を提供する。
- ⑫障害者総合支援法に沿った自立支援実施の為、理学療法士と協力して個別支援計画を作成し、機能訓練による生活動作の拡充、介護と訓練の関係向上に努める。
- ⑬常に地域生活を意識したサービスを提供し、地域移行及び在宅生活に必要なサービスや情報を随時提供する。

9. 生活活動日課表

時 間	日 課	支援内容	備 考
5 : 0 0		定期巡回	
5 : 3 0	起床 (早い方から) 排泄・更衣	離床介助 排泄介助・更衣介助	
6 : 3 0	起床 排泄・更衣	離床介助 排泄介助・更衣介助	
7 : 0 0		定期巡回・朝食準備・誘導	早出者出勤
7 : 3 0	朝食 口腔ケア	食事介助・服薬確認 口腔ケア介助	
8 : 3 0 9 : 0 0	入浴・外出準備 (生活介護利用) 入浴 余暇活動	朝礼・申し送り バイタルチェック 入浴介助・定期巡回 ゴミ収集・居室掃除	日勤者出勤
1 0 : 0 0	水分補給・入浴後爪きり 外出 (個別含む)	水分補給介助・整容介助 外出同行	
1 1 : 0 0	カフェ	定期巡回・カフェ運営 昼食準備・誘導	遅出者出勤
1 2 : 0 0	昼食 口腔ケア	昼食介助・服薬確認 口腔ケア介助	
1 3 : 0 0 1 3 : 3 0	入浴 サークル活動参加 レクリエーション	定期巡回・入浴介助 サークル活動運営 トイレ清掃	

15:00 16:00	水分補給	定期巡回・水分補給介助	
16:30 17:00	(施設入所支援戻り) (短期入所戻り)	申し送り 定期巡回 夕食準備・誘導	早出者勤務終了 夜勤者出勤
17:30	夕食 口腔ケア	夕食介助・服薬確認 口腔ケア介助	日勤者勤務終了
19:00 20:00	就寝準備	定期巡回・更衣介助 着床介助	遅出者勤務終了
21:00 23:00 1:00 3:00	消灯・就寝	定期巡回 定期巡回 定期巡回 定期巡回	

10. 週間日中活動

	午前	午後	備考
月	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
火	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
水	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
木	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
金	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
土	余暇活動	クラブ活動	
日	余暇活動	おやつ	

I 個別外出は随時実施

II 施設外出行事は毎月10日間程度実施

III リハビリは月～金曜日の8時半～17時

IV カルチャーサークル

料理・俳句・習字・絵手紙・カラオケ・フラワーアレンジメント・陶芸・スマレク・ゲーム・アート・散歩・メイクセラピー・アロママッサージ・ガーデニング・麻雀・映画・ボーリング・ペタンク 等

V 「4.営業日」に明記している土曜日営業については「午前：健康チェック、余暇活動
午後：カルチャーサークル等」とする

1 1. 個別支援計画

2月～	アセスメント・課題分析
3月～	ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
4月～	実施
8月～	アセスメント・課題分析
9月～	半期目標の評価・半期目標の見直し ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
10月～	実施
2月～3月	アセスメント・課題分析・年間目標の評価

*特変時は随時アセスメントの見直し後ケアカンファレンス・個別支援計画作成とする。

*通所にて生活介護事業をご利用の方に関しては、上記の間隔で随時アセスメント・個別支援計画等を利用開始時から作成し説明・同意・交付を行う。

1 2. 年間行事予定表

4月	いちご狩り
5月	いちご狩り、運動会、日帰り旅行（通所）松山市内、日中想定避難訓練
6月	ショッピング、日帰り旅行（通所）霧の森、日帰り旅行（入所）県内
7月	ショッピング、夏祭り
8月	曜日対抗選手権、スイカ割り（入所）
9月	カフェ、日帰り旅行（通所）松山市内、BBQ（入所）
10月	二の丸跡庭園、ハロウィン、日帰り旅行（通所）霧の森 日帰り旅行（入所）県外、大規模避難訓練
11月	二の丸跡庭園、文化祭、日帰り旅行（通所）県内、日帰り旅行（入所）市内 夜間想定避難訓練
12月	カフェ、クリスマス会
1月	初詣、カルタ大会
2月	母恵夢スイーツパーク、豆まき
3月	母恵夢スイーツパーク

1 3. 利用者の健康管理

健康相談	星島嘱託医師	毎週木曜日
※ 歯科検診	かとう歯科	毎週金曜日
※ 定期健康診断	愛媛県総合保健協会	年2回
※ インフルエンザ予防接種	星島嘱託医師	年1回

※ 施設入所支援利用者に限る

【相談支援事業スマイル】

1. 事業名称 相談支援事業スマイル（地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援）

2. 事業概要

障害者の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

3. 対象者

【地域移行支援】

- ① 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者
- ② 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者
- ③ 障害者支援施設に入所する 15 歳以上の障害者みなしの者

【地域定着支援】

- ① 居宅において単身で生活する障害者
- ② 家族の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者

【計画相談支援】

- ① 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者
- ② 障害福祉サービスを利用する障害児

【障害児相談支援】

- ① 障害児通所支援を利用する全ての障害児

4. サービス内容

【一般相談支援事業】 基本相談支援・地域移行支援・地域定着支援を行います。

地域移行支援では、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。地域定着支援では、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

【特定相談支援事業】【障害児相談支援事業】 基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）・障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助を行います。

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行います。

5. モニタリングの標準期間

モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスを行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等で面接を行う。

（1）新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者は、利用開始から3ヶ月間、毎

月実施

(2) 在宅の障害福祉サービス利用者 ※(1)を除く

ア 以下に該当する者は、毎月実施

- ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するもの（ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る）

イ ア以外の者は、6ヶ月ごとに1回実施

(3) 障害者支援施設入所者は、1年ごとに1回実施

6. 事業運営方針

- (1) 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4) 市町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (5) 自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

7. 具体的支援方針

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行う。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

ア 適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題等の把握を行う。

イ 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

(3) 利用計画案の作成

ア アセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な

援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載する。

イ 利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

ウ 利用計画案を作成した際には、利用計画案を利用者等に交付する。

(4) 利用計画の作成

ア 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求める。

イ アに規定するサービス担当者会議を踏まえた利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

ウ 利用計画を作成した際には、利用計画を利用者等及び担当者に交付する。

(5) モニタリング（利用計画の実施状況の把握）の実施

ア 利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接し、その結果を記録する。

イ モニタリングの結果、必要に応じて利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) ～ (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行う。

【ヘルパーステーション スマイル】

1. 施設名称

ヘルパーステーションスマイル（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援）

ヘルパーステーションスマイル（介護予防型訪問介護サービス・訪問介護）

2. 事業運営方針

支援を必要とする高齢者および障害者（児）の在宅生活の安定と充実を図ることを目的とし、自立支援と利用者の立場にたった生活援助を行い、地域・家庭・事業所・他の関連事業所や行政との連携を重視した運営を行う。

3. 事業概要

利用者が居宅において日常生活を安心して営むことができるよう、入浴、清拭、排泄及び食事介助等の介護、買い物、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介助その他の生活全般にあたる援助を行う。また、その人らしい生活が継続できるよう支援する。

4. 具体的実施内容

(1) 障害者（児）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業

① 身体介護（居宅介護）

ア. 入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行う。

イ. 排せつの介助、おむつ交換を行う。

ウ. 食事の介助を行う。

エ. 衣服の着脱の介助を行う。

オ. その他必要な身体介護を行う。

② 家事援助（居宅介護）

ア. 利用者の食事の用意を行う。

イ. 利用者の衣類等の洗濯を行う。

ウ. 利用者の居室の掃除や整理整頓を行う。

エ. 利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行う。

オ. その他関係機関への連絡など必要な家事を行う。

③ 通院介護（居宅介護）

ア. 通院の介助を行う。

④ 重度訪問介護

ア. 身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援する。

⑤ 同行援護

ア. 視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、必要な情報の支援や援護等を行う。

⑥ 移動支援（地域生活支援事業）

ア. 官公庁や銀行等の公共機関への用務など、社会生活上不可欠な外出及び社会参加のための外

出の援助を行う。

(2) 介護保険法に基づくサービス事業

① 介護予防型訪問サービス※要支援者を対象とする

ア. 掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う。

② 身体介護（訪問介護）※要介護者を対象とする

ア. 入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行う。

イ. 排せつの介助、おむつ交換を行う。

ウ. 食事の介助を行う。

エ. 衣服の着脱の介助を行う。

オ. その他必要な身体介護を行う。

③ 生活援助（訪問介護）※要介護者を対象とする

ア. 利用者の食事の用意を行う。

イ. 利用者の衣類等の洗濯を行う。

ウ. 利用者の居室の掃除や整理整頓を行う。

エ. 利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行う。

オ. その他関係機関への連絡など必要な家事を行う。

必要なニーズを取り入れた個別支援計画を作成し、専門性のあるサービスを提供できる体制を整え、その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況を伺い、生活上の相談や助言を行う。

【養育支援訪問事業】

1. 施設名称 ヘルパーステーションスマイル（育児・家事援助サービス）

2. 事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする

3. 対象

- ① 若年の妊婦及び妊婦健康検査未受診や望まない妊娠等の妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭
- ② 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

4. 事業運営方針

- ① 妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- ② 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ③ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善やこの発達保証等のための相談・支援
- ④ 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

5. 具体的実施内容

① 家事支援

- ア. 住宅等の掃除及び整理整頓
- イ. 生活必需品の買物
- ウ. 衣類の洗濯
- エ. 食事の準備及び後片付け
- オ. その他必要な家事

② 育児支援

- ア. 外出時の付き添い
- イ. 沐浴の介助
- ウ. 授乳
- エ. 衣類またはオムツの交換
- オ. 離乳食を作ること及び食べさせること
- カ. 適切な育児環境の整備
- キ. その他必要な育児援助

養育支援訪問事業内容書の支援内容に添いサービスを提供できる体制を整え、必要に応じて利用者の状況を伺い養育上の相談や助言を行う。

【日中一時支援事業】

1. 施設名称 障害者支援施設スマイル（日中一時支援事業）

2. 運営方針

- ①利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた、適切かつ効果的な支援を行う。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って日中一時支援の提供を行う。
- ③地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 定員 2名 但し、しげのぶ特別支援学校の長期休暇の場合は5名とする。

4. 営業日 （生活介護事業と同じとする）

基本、月～金曜日とするが、年末年始（12月31日～1月3日）は休業とする。各月数から8日を控除した日数の方が本来の営業日数より多い場合は、休業日であった日でも管理者の判断により営業することがある。平成30年度は4月21日、6月16日、7月7日、9月8日、9月29日、12月1日、12月15日、12月22日、1月5日、1月19日、1月26日、3月2日、3月16日の13日間の土曜日を営業日とする。

5. サービスの提供時間 午前9時～午後5時

6. 事業実施地域 松山市、松前町、伊予市、東温市、砥部町、今治市

7. 処遇方針

一時的に見守り等の支援が必要な障害児に対して、日中における活動の場を提供し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援を行う。

8. 処遇目標

- ア. 様々な方との交流の場を提供し、保護者や学校の先生以外の人との活動を通して社会性、協調性、自主性を養う事のできる環境づくりに努める。生活介護利用者、スタッフとの交流の場を提供し生活介護支援への移行がスムーズに行えるように努める。
- イ. 育児・就学など家族の抱える問題軽減の為、保護者の相談及び各種援助に努める。
- ウ. 各施設等との連携により、療育効果の向上を援助する。
- エ. 健康管理を十分に配慮した療育に努める。
- オ. 刺激を多く得られるような日中活動を取り入れ、情緒安定を図る。

9. 日課表

時 間	日 課
9:00~12:00	来所開始 バイタルチェック・水分補給・余暇活動
12:00~13:00	昼食・服薬確認・口腔ケア
13:30~17:00	サークル活動・レクリエーション・水分補給・お昼寝 退所終了

10. 週間活動

曜 日	午 前	午 後
月	健康チェック・余暇活動・カフェ	カルチャーサークル
火	健康チェック・余暇活動・カフェ	カルチャーサークル
水	健康チェック・余暇活動・カフェ	カルチャーサークル
木	健康チェック・余暇活動・カフェ	カルチャーサークル
金	健康チェック・余暇活動・カフェ	カルチャーサークル
土	健康チェック・余暇活動	カルチャーサークル

※ 土曜日の週間活動については、営業日に限る。

※ カルチャーサークルとは

料理・習字・絵手紙・カラオケ・フラワーアレンジメント・陶芸・スマレク・ゲーム・アート等

11. 年間行事予定表

4月	散歩
5月	運動会
6月	折り紙で紫陽花作り・てるてるぼうず作り
7月	夏祭り、七夕
8月	しゃぼん玉、水鉄砲遊び
9月	散歩
10月	ハロウィン
11月	文化祭
12月	クリスマス会
1月	カルタ大会
2月	豆まき
3月	ひな祭り